

## 被災児童生徒等就学支援事業費補助金事務取扱Q&amp;A

No.	年月日	質問内容	回答
1	23.12.12	補助上限の算定方法について 園則で定める①入学選考料3,000円②入園金10,000円、③保育料200,000円、④施設整備費100,000円で⑤就園奨励費190,000円が支給されている場合、補助対象はいくらになるのか。	補助対象額の算定は次式により行い、123,000円となります。 【算定式 ①+(②+③+④-⑤)】 なお、(②+③+④-⑤)の上限は、前年度の県平均額(平成23年度の場合は、平成22年度の平均額=249,589円)となります。 ※学校設置者が減免を行った額と算定式による額のうち、いずれか低い方が補助上限額となりますのでご注意ください。
2	23.12.12	保護者のいずれかが亡くなった場合、設置者で減免しているが、補助の対象とならないのか。	家屋、収入に係る被害を対象にするものであり、補助対象とはなりません。震災により保護者を失った場合(被災遺児、孤児)については、「いわての学び希望基金」により支援が行われます。
3	23.12.12	奨学金を出している場合、補助対象となるか。	授業料等の徴収を減免していないため、対象外となります。
4	23.12.12	床上浸水は半壊ではないのか。	罹災証明書を発行した市町村に確認願います。
5	23.12.12	教材費は対象となるのか。また、年間諸経費はどうか。	学(園)則に規定し、かつ、実質的に授業料と同等と見なすことが出来る納付金であれば対象となります。 なお、PTA会費等の委託徴収金、任意の寄附金、寮に係る経費は、学(園)則に規定したとしても対象外となります。
6	23.12.12 29.4.1	全半壊等の被害を受けた場合に補助対象となる「住居」の定義を教示願いたい。	対象となる「住居」は次のとおりです。 ・発災時に児童生徒等及び父母(父母不在の場合は「主たる生計者」。以下この項において同じ。)が居住していた住居 ・申請時点で、児童生徒等とともに生活している父又は母(父母どちらも不在の場合は「主たる生計者」。以下この項において同じ。)が発災時に居住していた住居 ・発災時に児童生徒等が父母から離れて居住(入寮、下宿等)していた場合は、父母が居住していた住居(ただし、単身赴任の場合の赴任先の住居は含みません。)
7	23.12.13	父親が単身赴任している場合、赴任先の住宅やアパートが半壊した場合は補助対象となるのか。	補助の対象になりません。
8	23.12.13	生徒が寮に入寮しており、学資を主として負担している父母の住宅が全壊した場合は補助対象となるのか。	補助の対象になります。
9	23.12.14	補助対象者に係る入学選考料について、次の両方を減免すれば、両方も補助対象となるか。 ①推薦入学に係る検定料 ②①で不合格であり、一般入学に係る検定を受検した場合の検定料	実際の入学につながった検定に係る検定料のみ補助対象になります。(Qの場合は②が補助対象となります。) なお、試験のみ受験し入学しなかった者については補助対象外となります。
10	23.12.14	本園のスクールバス利用料については、園則に定めておらず、また、利用者のみ徴収する性格の納付金だが、今般園則を改正しスクールバス利用料を規定した場合、補助対象となるか。	スクールバス利用料は、(園則に定めてあっても)補助対象外です。
11	23.12.14	警戒区域には指定されていない地域に居住していた者が自主避難した場合は補助対象者とならないか。	国の運用上、自主避難は補助対象外とされています。
12	23.12.14	「入学選考料」という名称ではないが、同種の「入学手続料」を園則で規定し徴収している。補助対象となるか。	入学選考料と同種の納付金であり、かつ、園則で規定していれば補助対象になります。
13	23.12.14	休園している幼児の保育料についても減免したことみなし補助対象としてよいか。	休園はそもそも保育料が発生しないことから補助対象外となります。保育料が発生しており、かつ、学校設置者が保育料を減免している場合に補助対象となるものです。
14	23.12.14	同居していた祖父の住居が全壊した場合は、補助対象者になるのか。 なお、罹災証明書は住居の所有者である祖父の名義で発行されている。	祖父の罹災証明を確認し、子及びその父母が同居していたことがわかる書類(例えば免許証、住民票等)により同居の事実が確認できれば補助対象者になります。
15	23.12.14	平成23年度入学者の入学選考料は対象とならないのか。	平成23年度中に転編入学した被災児童生徒等のみ補助対象者になります。なお、平成22年度中に徴収した入学選考料は補助対象になりません。
16	23.12.12	平成24年度入学金は、平成24年度に補助申請すべきか。	お見込のとおりです。
17	23.12.12	平成23年度は4月分から補助対象となるのか。	お見込のとおりです。
18	23.12.12	平成24年度入学者に係る入学選考料の県への補助申請年度はいつか。	平成24年度に申請してください。なお、入学した者のみ補助対象となります。
19	23.12.12	被災して失業したことにより年収350万円未満になると見込まれた者が、実際は年収350万円以上を超え見込どおりにならなかったらどうなるのか。	補助対象外となった補助金の返還を求めることとなります。

20	23.12.12	被災して失業したことにより年収350万円未満となった者で、急きょ就職が決まり年収350万円以上の見込みとなった場合、それまでの減免分に係る補助金は返還しなければならないのか。	年収350万円以上と見込まれる日(就職した日)の属する月の翌月から、補助対象外となります。補助対象外となってもそのまま補助を受けた場合は、過払分を返還していただくこととなります。
21	23.12.14	学納金を一括で納入している場合、年350万円未満の者で急きょ就職が決まり年350万円を超過する見込みの場合は月額で算定するのか。	お見込のとおりです。
22	23.12.14	発災前から年収350万円未満だった者が、被災して失業したことにより、さらに年収が減少する見込みとなった場合は補助対象者になるか。	発災前から年収350万円未満であった場合は、補助の対象にはなりません。
23	23.12.14	被災生徒等が学費を自ら負担している場合は、誰の収入で判断するのか。	当該生徒等本人です。
24	23.12.14	義援金、生活再建支援金、弔慰金、雇用保険(失業等給付)は収入として取り扱うのか。 また、各種保険金(生命保険金、地震保険金及び船舶保険など)は収入として取り扱うのか。	義援金、生活再建支援金、弔意金、雇用保険(失業等給付)は収入として取り扱いません。 また、各種保険金については、市町村の税務窓口等にご確認ください。
25	23.12.12	保護者から学校設置者に対する申請は、県の授業料等減免確認書(個票)を用いて良いか。	個票のままでは保護者が学校設置者に申請する書式となっていないため、そのまま使用することはできません。 学校設置者宛での減免申請書を別に用意し、個票を添付資料とする方式が考えられます。 なお、個票には申請者が記載できない事項(減免額等)が含まれますので、注意願います。
26	23.12.12	個票を毎年度作っていくのか。	お見込のとおりです。 なお、次年度も在籍する予定の生徒等の場合は、学校設置者において罹災又は被災証明書の写しを保管するなど、次に申請する際の負担軽減を行って頂きたいと考えます。
27	23.12.14	学校設置者が被災児童生徒等の授業料等を減免する際、当該保護者がどの事由により収入が減少したかや、どの程度収入が減少する見込みか確認する方法を教示願いたい。 また、「個票」や「収入の申立書」には保護者の死亡、失業等を記載する欄がないが、記載しなくても良いか。	申立書の備考欄に記載された収入減少の事由について、書類等で確認できるものは当該書類により、また、確認できる書類等が無い場合は聞き取り調査などを行い、学校設置者において内容に相違ないことを確認した上で、申立書の余白等に事実と相違ない旨を記載願います。(要押印。複数まとめることも可。)
28	23.12.14	個票に記載する際の端数処理はどうするのか。	学校設置者の減免額によりますが、補助金の算定上、1円未満は切り捨てとなります。
29	23.12.14	学則で学納金を一括納付することとなっている場合、事業計画書に記載する際は、前期に記載するのか。	お見込のとおりです。但し、備考欄にその旨を記載願います。
30		授業料減免確認書(個票)の、保護者欄に記載のある者が罹災・被災証明書などに氏名が掲載されていない場合、被災住所が授業料減免確認書(個票)と一致していればよいのか。	同居の確認が取れる書類が必要です。住所の一致よりも同居していたかあくまで基準となりますので、保護者が該当住所に住んでいた事のわかる「住民票・運転免許証・健康保険証などの写し」の提出を願います。
31		授業料減免確認書(個票)の、対象生徒等住所、被災時住所だが、生徒と保護者が別に住んでいた場合の取扱はどうなるのか。	「対象生徒等住所」は申請時現在の生徒の住所とし、「被災時住所」は震災により被害を受けた住居の住所として取り扱うものとなります。例えば、震災当時に生徒は内陸、実家が沿岸にあり被害を受けた場合は、対象生徒等住所は内陸、被災時住所は沿岸での住所となります。
32		福島原子力発電所事故の影響により設定された「緊急時避難準備区域」は対象になるのか。	対象ではございません。あくまで「警戒区域内」「計画的避難区域」のみが対象となります。詳しい区域などについては、該当する市町村への問い合わせが必要になる場合があります。
33		一家族で住居(家屋)が2つある場合は、対象生徒が住んでいた住居(家屋)を基準として判断するのか。	お見込みのとおりです。Q&A-(6)に掲載されている内容が「住居」の定義となります。震災以前に、転勤・転校などの事由により一世帯が二つの家屋を持つこととなった場合などでも、あくまで生徒が被災する直前まで居住していた家屋(要領3-2)を指すので、生徒が居住していなかった方の家屋が被災したとしても、補助の対象とはなりません。
34		被災生徒等減免確認書(個票)における入学金の額は、学則に定める入学金のみの金額でよいのか。 また、授業料に「実習費」「教材費」なども含むべきか。	入学金とは、各学校が定める学則で、入学金時に一括徴収する「施設整備費」「維持費」等がある場合はそれらも含むものとする。 授業料は学則で定める「授業料」のみとし、その他「実習費」「教材費」などは、施設整備費等へ組み入れてください。
35		保護者が一時的な出張等で被災し死亡した場合、補助金事務取扱要領の3-2(世帯の収入の著しい減少)に該当するかのか。	要領に記載されている要件を満たすのであれば、一時的な事由等での被災でも、世帯収入の著しい減少に該当しますので、補助の対象となります。
36	25.5.23	要綱第2第4号に該当する生徒で、家自体は被災していない場合、(父親が勤務する会社が震災により父親を解雇)罹災証明書は必要か。	解雇証明等に解雇の理由が震災によるものと記載されていれば罹災証明は必要ない。 但し、解雇の理由が本当に震災によるものか否かは、会社の場所や解雇時期等等、他の書類や情報で確認させていただく。(県の審査が厳しくなる)
37	25.5.23	要綱第2第4号に該当する場合、平成23年度～平成25年度で一度所得が350万円を超え、その後350万円をきった場合、補助対象となるか。	補助対象とはならない。
38	25.5.24	昨年度申請した生徒等の弟、妹の申請を今年度行うが、学校設置者において保管していた昨年度申請した生徒等罹災又は被災証明書の写しを使用していいか。	使用してよい。
39	25.6.5	各法人等で制定した減免制度の要綱等、減免実施概要等が確認できる書類について、理事会の議事録ではなく、稟議書(理事長印のみ)での提出でもよいのか?	問題ない。

40	25.7.4	<p>専門学校に通う学生1名について。4月1日入学前に、栃木県に住み働いていた。3.11で栃木の借家が半壊。一関実家が大规模半壊。学費はどちらが負担しているか不明。</p> <p>質問1: 補助金の対象になるか 質問2: 授業料等減免確認書(個票)の被災時住所・保護者氏名をどうするか?</p>	<p>質問1: 書類を見て判断させていただく 質問2: 被災時住所は、栃木の住所を記載してもらおう。罹災証明書等については、添付資料は、栃木のもの一関のものどちらも提出いただきたい。</p>
41	25.8.2	<p>授業料等減免確認書(個票)の「B」の記入にあたり就園奨励費補助額の内訳(保育料、授業料)が分からない場合、どのように記入したらよいか?</p>	<p>内訳は分からないので、授業料に記載下さい。もし学則の額を上回った場合は、入園料に記載下さい。</p>
42	25.8.5	<p>事業収入の欄には、経費を含んだ額を記載するのか、それとも経費を除いた所得額を書くのか?</p>	<p>経費を除いた所得額を記載下さい。</p>
43	25.9.27	<p>罹災証明書に「一部損壊」と記載されているが、補助対象となるか?</p>	<p>交付要綱第2、1号～3号の要件には該当しない。4号の要件に該当しないかは確認が必要。</p>
44	26.1.28	<p>交付要綱第2(5)について、緊急時避難準備区域内に存する住居から自主避難してきた場合、対象となるか。</p>	<p>対象とはならない。 ・緊急時避難準備区域内は対象とならない ・自主避難は対象とならない。(立ち退きを命じられた場合は対象となる。)</p>
45	R1.10.1	<p>幼稚園の給食費等R1.10～の幼児教育無償化の対象外の経費を被災事業で補助できるか。</p>	<p>給食費等、保育料と同等とみなされる通う上で必ず必要な経費に関しては補助する。バス代、PTA会費等は対象外。(無償化前と同様。)</p>
46	R1.10.1	<p>私学助成園で給食費はもともと保育料に含めていたが、無償化を期に純粋な保育料と給食費を分けた場合は対象となるか。</p>	<p>対象となる。 10月からの無償化や学則上分けたことだけを理由に対象外という扱いはしません。</p>
47	R2.1.21	<p>授業料等が一括払いの場合で、途中で転入、退学した場合は対象となるか。対象となる場合は、どのように計上するか。</p>	<p>対象とする。 年額の授業料等を月額にし、在籍月数分を対象とする。</p>
48	02.1.31	<p>就学支援金が所得制限で対象とならず、補助上限額を超える生徒がいる。経済的にそこまで厳しくはないと思われるため、全額減免とはせず、法人減免額を補助上限額までとすることでも良いか。(上限を超えた分は対象者の負担とする。)</p>	<p>法人と対象者間で同意があるのであれば構わない。 (本補助事業は、県要綱に記載されている経費で法人が減免した額を上限額までを補助するとしているが、各学校の減免規定等で、学校によっては補助しない経費もあるため、不公平ということもないと思われる。)</p>